

# Marvelous II

[マーベラス II]

加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)

## 特別勘定運用レポート

(特別勘定の運用状況)

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

# 特別勘定運用レポートをご覧くださいにあたって

## 当資料をご覧ください際にご留意いただきたい事項

- ・当資料は既に当商品にご加入されたご契約者に対し、三井住友海上プライマリー生命のマーベラスⅡ〔加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険（2005）〕の特別勘定および特別勘定が主たる投資対象とする投資信託の運用状況を開示するためのものです。なお、商品の詳細につきましては、商品パンフレット、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」をご覧ください。
- ・当資料に記載されている運用実績等に関する情報は過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## この保険商品についてご確認ください事項

### ■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。これらの特別勘定の運用に伴うリスクはすべてご契約者に帰属します。

### ■ご負担いただく費用について

この保険では、契約初期費用、保険関係費および資産運用関係費等をご負担いただきます。また、一定期間内にご契約を解約・一部解約する場合には、所定の解約控除がかかります。詳しくは次ページ「諸費用について」をご参照ください。

### ■その他

- ・変額個人年金保険は特別勘定の主たる運用手段として投資信託を用いますが、ご契約者が投資信託を直接保有するものではありません。
- ・特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定が投資対象とする投資信託の値動きと必ずしも一致しません。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備えて一定の現預金を保有することがあることや、ユニットプライスの計算に当たり保険関係費等の費用を控除すること等によるものです。

## 諸費用について

この保険の費用の合計は、以下の費用の合計額となります。

### ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	当保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料の3%	特別勘定への繰入前に、一時払保険料から控除します。



ご注意

増額した場合にも、契約初期費用として増額保険料の3%が控除されます。

### 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

#### 1. すべてのご契約者にご負担いただく費用

下記の費用を控除した上で、ユニットプライスは計算されます。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	当保険契約の締結および維持などに必要な費用ならびに死亡保険金・災害死亡保険金等を支払うための費用	積立金額に対して年率2.75%*1	積立金額に対して左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除します。
資産運用関係費	投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用にかかわる費用	年率0.165%程度*2 (消費税込)	特別勘定の資産残高に対して左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除します。

\*1 加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約の費用（積立金額に対して年率0.95%）を含みます。

\*2 投資信託とそのマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、投資信託の品貸料およびマザーファンドの品貸料のうち投資信託の信託財産に属するとみなした額に50%未満の率を乗じて得た額を信託報酬として、各特別勘定の資産残高から控除します。

・品貸料は投資信託の収益として計上され、その一部を信託報酬として受取るものです。



ご注意

・資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

・資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

#### 2. 下記のお取扱いの場合に別途ご負担いただく費用

特別勘定のユニットプライスを計算した後に特定の契約者にご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除	解約するとき	解約時・一部解約時に積立金から控除します。
	一部解約するとき	

\* 一部解約請求金額が払込保険料総額を上回る場合には、解約控除対象額は払込保険料総額を上限とします。一部解約の際に解約控除対象額として取扱われた金額については、以後の解約控除対象額の計算の対象とする払込保険料総額から控除して取扱います。

\* 契約日（増額日）から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合には、契約日（増額日）からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

<解約控除率>

契約日（増額日）からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除対象額に対する解約控除率	4%	4%	4%	3%	3%	3%	2%	2%	1%	1%	0%

### 一般勘定で運用する年金支払期間中にご負担いただく費用

下記の年金管理費を年金支払開始日以後ご負担いただきます。（遺族年金支払特約による年金も含みます。）

項目	費用	時期
年金管理費	年金額に対して1%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

\* 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

(2026年4月末現在)

# Marvelous II

## 特別勘定の名称

### バランス25

(ファンドコード：05118)

## 投資信託の名称

バランスVA25L

## 投資信託の運用会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

## 投資信託の運用方針

国内外の株式・債券への分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。実質的な資産配分比率は国内株式17.5%、キャッシュを含む国内債券57.5%、外国株式7.5%、外国債券17.5%を基本とします。

## 投資信託の主な運用対象

日本を含む世界の株式・公社債

## 投資信託の参考指数

TOPIX(東証株価指数)、NOMURA-BPI総合、MSCIコクサイ指数(円ベース)、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の合成インデックス

## ●特別勘定の運用総括

予め定められた方法により、上記投資信託への投資を行いました。組入比率は期間を通じて概ね高位を維持しました。

## ●特別勘定の資産構成比

資産等の種類	構成比
投資信託	100.00%
現預金その他	0.00%
合計	100.00%

(注) 月末近くに大量の資金流入がある場合には、月末における「現預金その他」の比率が一時的に高くなる場合があります。

※特別勘定のユニットプライスは、ご契約者資金が投入されていない期間は100のまま変動しません。

※ユニットプライスは小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

なお、前月比及び期間別騰落率(%)は、小数点第8位までのユニットプライスを用いて計算し、計算結果を小数点第3位で四捨五入した数値を表示しております。

## ●ユニットプライス 125.77



※横軸の目盛は該当月の月末を示します。

設定日：2009年7月1日

## ●ユニットプライスの推移

	ユニットプライス	前月比
2025年4月30日	119.32	-0.29%
2025年5月31日	119.99	0.56%
2025年6月30日	121.45	1.22%
2025年7月31日	122.02	0.47%
2025年8月31日	122.52	0.41%
2025年9月30日	123.56	0.85%
2025年10月31日	126.13	2.08%
2025年11月30日	125.96	-0.13%
2025年12月31日	125.31	-0.52%
2026年1月31日	124.90	-0.32%
2026年2月28日	128.63	2.99%
2026年3月31日	123.77	-3.78%
2026年4月30日	125.77	1.61%

## ●ユニットプライスの騰落率

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	設定来
1.61%	0.69%	-0.29%	5.40%	25.77%

この保険のご留意いただきたい内容については、巻頭に「特別勘定運用レポートをご覧ください」の記載がございますので、必ずご確認ください。

「組入投資信託の運用状況」につきましては、三井住友海上プライマリー生命ホームページより「特別勘定運用レポート」をご選択いただき、該当商品のPDFファイルをご覧ください。